

道社協 太郎 様

関係者番号: ●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 会長

(公印略)

### 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第1回目の償還期限(入金期限)は **令和5年2月25日**です

#### 【口座振替による償還 (原則)】 지불방법은 계좌이체 (아래의 3개은행에 한함)

- ・償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替（自動引落）となっています。
- ・毎月25日(金融機関が休業日の場合翌営業日)に引落を行います。残高不足にならぬよう必ず前日までに確認ください。
- ・口座振替未届出(下記口座欄空白)の場合早急に別添“預金口座振替依頼書”を特例事務センターへ送付ください。  
(※注意1:届出頂いても印鑑相違や金融機関の登録で時間を要し、初回の振替に間に合わない場合がございます。)
- ・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

#### 【今回償還が開始する貸付金の償還計画】

【令和4年○月○日時点のデータから作成】

	貸付1 関係者番号: ●●●●●	貸付2 関係者番号: ●●●●●	貸付3 関係者番号: ●●●●●	貸付4 関係者番号: ●●●●●
資金名称・資金コード	緊急小口資金 KA	総合支援資金(初回貸付) SX	본인이 이용한 대출의 종류와 코드 번호 (문의시, 이 번호를 알려주세요)	
貸付コード	1000000	4000000	본인이 대출한 금액	
貸付額	200,000円	600,000円	이미 변제한 금액	
償還済額	0円	0円	앞으로 변제해야 할 금액	
償還残高	200,000円	600,000円	변제기간, 기간개시일, 기간종료일, 지불기일은 매월 25일. ※예: 개시일 = 2023/1/26의 경우, 최초 지급기일은 2/25(토). 토, 일, 공휴일의 경우는 다음 영업일에 이체.	
償還期間 (自) 償還期間開始日 (至) 最終償還期限日	2年0ヶ月 令和5年1月26日 令和7年1月25日	10年0ヶ月 令和5年1月26日 令和15年1月25日	변제기간, 기간개시일, 기간종료일, 지불기일은 매월 25일. ※예: 개시일 = 2023/1/26의 경우, 최초 지급기일은 2/25(토). 토, 일, 공휴일의 경우는 다음 영업일에 이체.	
償還期日	毎月25日限り※参考: 令和5年1月26日が償還期間開始日 初回の償還期限日は、令和5年225日(土)ですが、金融機関が休業日のため、口座振替は27日(月)となります。			
償還金額(1回目以降)	8,330円	5,000円	매월 1회, 상환하는 금액	
償還金額(最終回)	8,410円	5,000円	마지막 달에 상환하는 금액 (끝수 조정)	
償還回数 ※月賦払い	24回	120回	변제 횟수 (매월 1회)	
届出済み 振替口座	金融機関 支店名	北洋銀行 本店	北洋銀行 本店	이 계좌에서 자동으로 이체됩니다. ※ 기입이 없는 경우, “예금계좌이체 의뢰서”에 기입, 희신용 봉투로 우송. 안 될 경우 추후 불입표를 송부하겠습니다.

2. 주소, 성명의 변경 등은  
우선 TEL. 0120-540-058 로 전화.  
주소 등 변경의 서류를 송부합니다.

厳守事項など	
1. 期限までに返済金(元金及び利息)を納めること。	4. 次の1つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。 ○借入金を他に流用したとき ○虚偽の申込みその他不正な手段による借入を行ったとき ○故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき ○その他本貸付の趣旨に反する事実が認められたとき
2. 借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。 (1)住所を変更したとき (2)改姓・改名したとき (3)死亡、または行方不明になったとき (4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項	5. 償還期限までに貸付金滞利子を徴収します。
3. 破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会 生活支援課」です。	6. 上記の償還期日より償還滞りが発行します。(減額して)

【この通知に関するお問い合わせ先】  
**北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター**  
 ☎電話: 0120-540-085 (フリーダイヤル: 平日9:00~18:00)

4. 대출에 관해 부정을 행한 경우, 한번에 전액 변제를 받습니다.  
 5,6. 최종상환기한일(예: 2025년 1/25)까지 전액 지급하지 않는 경우 이자가 부과됩니다. 월별 체납에는 이자가 부과되지 않지만, 3개월을 기준으로 독촉장을 보냅니다.

## 生活福祉資金の償還（返済）について

- 償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替です。
- 「振替口座が未届出」の場合

別添“**預金口座振替依頼書**”

한번에 전액변제를 원할 경우 불입취급표를 보내므로 **送**ください。  
Tel 0120-540-085 로 전화

- 「一括で返済したい」場合

払込取扱票を発行しますので、

## 償還免除申請はお忘れなく！

- 今回償還開始する貸付の免除申請を忘れずに行ってください。

<償還免除となる要件>

- ・令和3年度又は4年度に借受人と世帯主が住民税非課税
- ・生活保護受給 ・身体障害者手帳（1級又は2級）
- ・精神保健福祉手帳（1級のみ）など

- 償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

- 詳しくは別添のチラシをご覧ください。

- 申請様式がない場合、ホームページ

北海道社会福祉協議会

・ 지불이 매우 어려운 경우, 일정 기간 지불 정지(연기)하는 것이 가능.  
※ 신청 방법 등은, 현재 조정 중입니다.  
결정되면 Web: dosyakyo.or.jp 에 게재

## 償還が困難な場合（猶予（停止）等）には…

- 地震や火災等での被災 ○病気療養中 ○失業又は離職 ○その他道社協が認める場合（低収入、収入の減少、DV被害、多重債務、公共料金滞納など）など著しく償還が困難と認められるとき一定期間の償還猶予（停止）等が可能です。

- 希望する場合には、ホームページ **北海道社会福祉協議会** をご覧になるか、コロナ特例事務センターにお問い合わせください。（※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※）

## 生活にお困りの場合の相談先

・ 생활에 어려움이 있을 때의 상담처입니다.  
자세한 사항은, 별첨의 후생 노동성 전단지(각 국어판)를 봐 주세요.

## 市（区）町村社会福祉協議会

一人で悩まず、まずは相談してみませんか

- 道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。
- 償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

## 生活困窮者自立相談支援機関

お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には…

- お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。
- 日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことで、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。

・ 주민세 비과세세대(수입이 적어 주민세를 내지 않아도 되는 세대)는 면제가 면제되는 경우가 있습니다. (2022 년도 면제신청 안내는 2022 년 5 월에 송부완료) · 면제내용에 대한 자세한 내용은 별첨의 후생노동성 전단지(각 국어판)를 참조해 주십시오.

返済免除のポイント

返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。(表1のとおり)  
①借付した資金、②総合生活資金の初回貸付分、③総合生活資金の延長貸付分、  
④総合生活資金の再貸付分です。(注)貸付日、約定の返済日があります。)

●借受人と世帯主が住民税非課税(所得割、所得控除「すれど」)であれば、返済免除の対象となります。(※免除対象外となる資金は免除対象外です。)

●免除要件等は、資金の種類により異なります。(T2201参照)

上記以外にも、別途要項に「借受人と世帯主が住民税非課税となった場合は借付分一括免除」となっており、生活保護受給の方、身体障害者手帳(1級)等には返済猶予受給者(1級または2級)の交付を受けた方(表2)、返済滞り等(滞り)などがあります。

返済中でも返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。

●返済免除には、免除申請や手続が必要です(※自動的に免除されません)

●生活福祉資金を貸付した場合は、北海道社会福祉協議会コロナ特例事務センターまで連絡してください。

返済免除の判定(表1)

資金の種類	免除要件	申請期間
・借付した資金 ※令和4年3月末までの申請	令和3年度又は令和4年度 が住民税非課税	令和4年度 ※返済するが返済滞りがある場合、資金に 関係していただきます。
・総合生活資金(初回貸付分) ※令和4年3月末までの申請	令和3年度又は令和4年度 が住民税非課税	令和4年度 ※返済するが返済滞りがある場合、資金に 関係していただきます。
・総合生活資金(延長貸付分) ・総合生活資金(再貸付分)のうち、令和4 年3月末までの返済	令和5年度が住民税非課税	令和5年度 ※返済するが返済滞りがある場合、資金に 関係していただきます。
・総合生活資金(再貸付分)	令和6年度が住民税非課税	令和6年度(6月までに返済する方 へ)の範囲内で行う予定です。

生活保護受給中、障害者手帳の交付を受けた方に対する免除(表2)

免除の条件(要件)	資金の種類	申請期間
・生活保護受給中の方 ・障害者手帳(1級又は2級) ・身体障害者手帳(1級又は2級)	返済が完了した資金	令和4年度中に返済滞りとなる申請 は、申請の負担軽減を伴いません。 ただし、免除の決定は、返済滞り 解除となります。